

〔問 1〕 次の文中の   の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 最高裁判所は、労働基準法第41条第2号に定めるいわゆる管理監督者に該当する労働者が、使用者に、同法第37条第3項〔現行同条第4項〕に基づく深夜割増賃金を請求することができるかという点をめぐって、次のように判示した。

「労基法〔労働基準法〕における労働時間に関する規定の多くは、その A に関する規制について定めており、同法37条1項は、使用者が労働時間を延長した場合においては、延長された時間の労働について所定の割増賃金を支払わなければならないことなどを規定している。他方、同条3項は、使用者が原則として B の間において労働させた場合においては、その時間の労働について所定の割増賃金を支払わなければならない旨を規定するが、同項は、労働が1日のうちのどのような時間帯に行われるかに着目して深夜労働に関し一定の規制をする点で、労働時間に関する労基法中の他の規定とはその趣旨目的を異にすると解される。

また、労基法41条は、同法第4章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、同条各号の一に該当する労働者については適用しないとし、これに該当する労働者として、同条2号は管理監督者等を、同条1号は同法別表第1第6号(林業を除く。)又は第7号に掲げる事業に従事する者を定めている。一方、同法第6章中の規定であって年少者に係る深夜業の規制について定める61条をみると、同条4項は、上記各事業については同条1項ないし3項の深夜業の規制に関する規定を C 旨別途規定している。こうした定めは、同法41条にいう「労働時間、休憩及び休日に関する規定」には、深夜業の規制に関する規定は含まれていないことを前提とするものと解される。

以上によれば、労基法41条2号の規定によって同法37条3項の適用が除外されることはなく、管理監督者に該当する労働者は同項に基づく深夜割増賃金を請求することができるものと解するのが相当である。」

選択肢

① 衛生工学衛生管理者免許を受けた者

② 行政官庁の許可を受けた場合に限り適用する

③ 厚生労働省令で定める

④ 午後10時から午前5時まで

⑤ 午後10時から午前6時まで

⑥ 午後11時から午前5時まで

⑦ 午後11時から午前6時まで

⑧ 時間帯

⑨ 第一種衛生管理者免許を受けた者

⑩ 第二種衛生管理者免許を受けた者

⑪ 適用する

⑫ 適用しない

⑬ 長さ

⑭ 密度

⑮ 保健師免許を受けた者

⑯ 労働安全衛生規則第43条の規定によるいわゆる雇入時の健康診断

⑰ 労働安全衛生規則第44条の規定によるいわゆる定期健康診断

⑱ 労働安全衛生規則第45条の2の規定によるいわゆる海外派遣労働者の健康診断

⑲ 労働安全衛生規則第47条の規定によるいわゆる給食従業員の検便

⑳ 割増

第45回(平成25年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

① 選択式試験は、総得点21点以上かつ各科目3点以上（ただし、社会保険に関する一般常識は1点以上、労働者災害補償保険法及び雇用保険法、健康保険法は2点以上）である者

② 択一式試験は、総得点46点以上かつ各科目4点以上である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。

② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

| 試験科目           | 選択式 |   |   |   |   | 択一式 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|----------------|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|                | A   | B | C | D | E | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 労働基準法及び労働安全衛生法 | ⑬   | ④ | ⑫ | ⑰ | ① | A   | B | B | B | A | E | E | C | D | E  |